

## 市民活動総合保険 事故が発生した場合の注意点！

### 〈傷害事故について〉

1. けがの治療のため通院する場合は、まず病院・診療所で診察を受けて下さい。
2. 往復途上の傷害事故の対象者は、市及び市民活動団体等が定める名簿にあらかじめ記載された方で、行事開催日時、開催場所等が活動計画表等客観的資料により確定できる場合です。

### 〈賠償責任事故について〉

1. 人にケガをさせた場合などはその人の名前・住所・連絡先をご確認下さい。
2. 物を壊してしまった場合などはその所有者の名前・住所・連絡先、損害物の写真(現場写真等)等が必要です。

(例)草刈り作業中に草刈り機の飛石で駐車してあった車両のフロントガラスを破損した場合に必要な書類

- ・ 直接の加害者の氏名等
- ・ 被害車両の写真(複数枚 ※登録ナンバーわかるように)
- ・ 被害車両の車検証
- ・ 修理見積書 ※修理代のお支払いが済みの場合は領収証

※賠償責任保険には、「示談交渉サービス」は付帯されていません。  
事故の際は、解決にむけて相談・助言等はさせていただきます。

事故があった場合は、各団体の責任者を通じて所定の事故報告書に添付書類をつけて提出してください。

- ・ 添付書類 ①行事等の開催案内または団体の事業計画書  
②当日参加者名簿  
③その他必要に応じて提出を求める場合があります。

(全社共通)

ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド(ニューインディア保険会社)